

特定医療費（指定難病）の特例

<既認定者（難病療養継続者）経過措置（3年間）>

- 従来の特定疾患治療研究事業の認定者については、支給認定と合わせて、次の負担上限額の経過措置があります。
 - (1) 「一般所得」「上位所得」は、原則より低い負担上限額で設定（下記の「高額かつ長期」と同様）
 - (2) 重症患者については、さらに負担上限額が軽減
 - (3) 入院時食事・生活療養の標準負担額は1/2

→ 平成29年12月31日まで

<人工呼吸器等装着者について>

- 人工呼吸器など生命維持装置を装着していることにより、「継続して常時」生命維持装置を装着する必要がある（※1）、かつ、「日常生活動作が著しく制限されている（※2）」患者は、階層区分に関わらず月額1,000円になります。
 - ※1 人工呼吸器等を1日中装着しており、離脱の可能性がないと判断されるもの
 - ※2 次の項目に係る介護度がいずれも「部分介助」「全介助」に該当するもの
(例) 食事、移動、整容、トイレ動作、入浴など

<高額難病治療継続者（高額かつ長期）について>

- 高額な医療が長期的に継続する患者（※3）で階層区分が「一般所得」「上位所得」に該当する場合、申請により自己負担上限額が軽減されます。
 - ※3 指定難病に関する月ごとの医療費総額が5万円を超える月が、年間6回以上ある場合
(例) 医療保険が2割負担の場合、自己負担が1万円を超える月が年間6回以上

<軽症高額該当者について>

- 病状の程度（重症度分類）が一定以上でない軽症者でも、高額な医療（※4）を継続することが必要な患者については、支給認定の対象となります。
 - ※4 指定難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合
(例) 医療保険が3割負担の場合、自己負担が1万円以上の月が年間3回以上



医療費総額の確認方法について

指定難病に係る医療費に限られ、次のいずれかの方法で証明いただきます。

- ① 医療費申告書に領収書等を添付
- ② 自己負担上限額管理票

なお、特定医療費の支給対象となる介護保険サービスに要する費用は含み、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。

ひと月の医療費総額を知るには、自己負担上限額管理票を医療機関の窓口で記入してもらうことがポイントです！